

三京化成株式会社 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、三京化成株式会社と称する。英文では
SANKYO KASEI CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化学工業薬品、合成樹脂、染料、顔料、塗料、染色助剤、毒物および劇物の製造、販売ならびに輸出入
- (2) 肥料の製造、販売ならびに輸出入
- (3) 医薬品の売買
- (4) 建築資材、衣料品、電気機器および部品、機械、工具、その他一般雑貨の販売ならびに輸出入
- (5) 化学繊維、天然繊維の加工、販売ならびに輸出入
- (6) 織物、編物、不織布、ミシン糸の製造、販売ならびに輸出入
- (7) 麹菌、酵母菌、乳酸菌等の微生物を利用した酒類、飲料水、調味料、加工食品およびそれらの素材の研究、開発、製造、販売ならびに輸出入
- (8) 損害保険代理業
- (9) 貸ビル業
- (10) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に

よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5, 185, 000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところによりその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を、売り渡す旨を当社に請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期および招集者)

第13条 定時株主総会は、毎年6月30日までに招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときには、予め取締役会の定めるところにより、他の取締役が招集する。

(招集地)

第14条 株主総会の招集地は、本店の所在地とする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときには、予め取締役会の定めるところにより他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務

取締役各若干名を置くことができる。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（招集および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときには、予め取締役会の決議をもって定められた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

（相談役および顧問）

第30条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（招集）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（監査等委員会規程）

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

（事業年度）

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第38条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更または廃止を株主総会の決議により行うことができる。

(新株予約権無償割当等)

第39条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議によって、新株予約権無償割当ておよび募集新株予約権の割当てを行うことができる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。